

長崎県告示第 258 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 62 条第 1 項及び第 64 条第 6 項の規定に基づき、五島海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 24 条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和 5 年 3 月 31 日

長崎県知事 大石 賢吾

第 1 五島海区漁場計画の内容

1 漁業権に関する事項

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

第 2 漁業法施行規則第 24 条各号に掲げる事項

1 五島海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

五島海区漁場計画（案）について、計画して差し支えないとの意見であったため、五島海区漁場計画を定めることとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第 3 免許予定日及び申請期間

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 漁業の免許予定日 | 令和 5 年 9 月 1 日 |
| 2 申請期間 | 令和 5 年 3 月 31 日から令和 5 年 7 月 14 日まで |

第 4 その他

- 第 1 種共同漁業に表示した名称に含まれる水産動植物については、別紙のとおり
- この公示の別表、別添及び別紙は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。

[ホームページアドレス]

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>